

令和6年度第1回岡山県私立学校審議会議事録

1 日時

令和6年7月30日（火）15:00～17:30

2 場所

ピュアリティまきび 2階ルビー（岡山市北区下石井2-6-41）

3 出席委員

秋山委員、今井委員、太田委員、金光委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、豊岡委員、蜂谷委員、早瀬委員、平田委員、光岡委員

4 議事録署名委員

竹井会長、蜂谷委員、秋山委員

5 議事概要

(1) 過半数の委員の出席により会議の成立を確認した。

(2) 各学校法人から申請のあった事項について次のとおり審議した。

① 創志学園高等学校通信制課程の設置認可、収容定員に係る学則変更認可について

申請内容

- ・通信制課程の設置
- ・収容定員に係る学則の変更

質疑応答

- ・どのようにカウンセリングを行うのか。
→通信制校舎で面接指導を実施する期間に日を決めて全日制と共通のカウンセラーを配置しカウンセリングを行う。また、オンライン上でカウンセリングができる体制も整える。さらに、通信制では常勤の教員が「学習心理支援カウンセラー」という資格を取得し、全教員がカウンセリングマインドをもって支援・指導ができる体制を整える。
(事務局)
- ・全国的にも通信制高校のサポートをオンライン上で行う所が出てきている。また、外国の大学への進学を目標としている学校もある。通信制はどんどん大規模になってきており、日本中の高等学校が通信制を持ち始めるのではないかと感じるほど増加している様に感じており、法的な制約ができない限りこの流れは止まらないのではないかと。
・当審議会でも議論をしてきた広域通信制の質の確保については、中央教育審議会でも取り上げられ、文部科学省が広域通信制のガイドラインを改正し広域通信制の設置認可基準が示されたそうだが、認可基準の変更点を教えてほしい。
→令和5年度から高等学校通信教育規程が改正され、これに合わせて認可基準が標準例として示された。大きな変更点としては、通信制課程に係る本務教員の配置数を「5」又は「在籍する生徒数を80で割って得た数」のうち、いずれか大きい方の数以上と

することが定められたことがあげられる。(事務局)

- ・不登校傾向の生徒を受け入れ、キャリア教育を行い、社会的な自立を目指す手段がオンラインということだが、その中に実体験をどう入れていくかが一つの課題だ。学校がしっかり生徒を支援するよう学校へよく伝えてほしい。文部科学省のガイドラインでも、所管庁の役割が示されているので、通信制ができて1年目、2年目は特にしっかりとチェックし、学校を支援してほしい。

審議結果

認可適当 (全会一致)

② 岡山学芸館高等学校の通信制課程の設置認可、収容定員に係る学則変更認可について

申請内容

- ・通信制課程の設置
- ・収容定員に係る学則の変更

質疑応答

- ・誰がスクールカウンセラーの役割を果たすのか。
→外部のカウンセラーを配置するとともに、特別支援教育支援員の経験がある教員など特別支援教育に精通している方を配置して対応する。(事務局)
- ・外国籍の生徒に対する授業の媒体言語は何か。例えば、現代文、古典文学などは何語で教えるのか。
→日本語での理解が難しい生徒については、まずは日本語の学校設定科目を学習し日本語能力を高めながら、日本語での授業でも比較的理解し易い数学や理科を並行して履修させる。日本語能力が高まった段階で、国語や地歴公民の授業を履修させる。(事務局)
- ・通信制課程で週5日または3日の通学型というイメージがわからない。
→教育課程上、単位修得できる教育活動については、プリント等の添削指導、できなかつたところを対面で指導する面接指導及び試験の3つで行われる。通学スタイルは、単位修得できる教育活動とは別に、プログラミング教育等、教育課程外の学習活動が展開される。午前中は、国語や数学、英語等通信教育で実施される教科の補習授業が行われ、午後は希望に応じて、プログラミングやオンライン英会話等の選択学習ができる時間を設定している。(事務局)
- ・芸術科目を美術に限定せず、幅広く挑戦できる環境にしてほしい。
→今後、音楽や書道などの芸術科目の設置について、学校に話をする。(事務局)

審議結果

認可適当 (全会一致)

③ 岡山龍谷高等学校通信制課程の設置認可、収容定員に係る学則変更認可について

申請内容

- ・通信制課程の設置
- ・収容定員に係る学則の変更

質疑応答

- ・スクールカウンセラーの配置はどうなっているのか。
- カウンセリングや進路指導は、全日制で配置されているスクールカウンセラーが通信制についても対応する。平日・土曜も対応を予定している。(事務局)
- ・全日制課程から通信制課程に転籍を検討する場合、カウンセリング等の支援は在籍している全日制と転籍する可能性のある通信制のどちらが行うのか。
- 基本的には全日制課程の教員が行う。通信制課程に転籍することがその生徒にとって良いのか、通信制課程の教員と連携し、個々の状況に応じて対応する。(事務局)

審議結果

認可適当 (全会一致)

④ 興譲館高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

申請内容

- ・学習等支援施設を東京へ2か所追加
- ・教育課程において選択科目を追加

質疑応答

- ・なぜ東京に学習等支援施設を設置するのか。
- 東京は地方より学校数が多いことから、全日制の学校から通信制の学校に転学を考える生徒も多いと見込まれる。また、留学生に対しても支援したいと考えているため。(事務局)

審議結果

認可適当 (全会一致)

⑤ 鹿島朝日高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

申請内容

- ・技能連携施設の廃止 (3か所のうち1か所を廃止し2か所にする)
- ・面接指導実施施設の設置及び廃止 (現在の109か所に22か所を加えるとともに、3か所を廃止し128か所にする)
- ・学習等支援施設の設置及び廃止 (現在の395か所に40か所を加えるとともに、8か所を廃止し427か所にする)
- ・学習等支援施設の運営法人の名称変更及び住所変更 (運営法人名称変更: 2か所、住所変更: 24か所)

質疑応答

- ・施設の廃止により生徒が不利益を被ることはないのか。
- 廃止予定の学習等支援施設のうち1施設に在籍している生徒2名は今年度中に卒業する予定となっている。なお、卒業が延期となった場合は、別の施設を紹介する。その他廃止予定の学習等支援施設に在籍する生徒はいない。(事務局)
- ・非常勤講師には本校の講師だけではなく、面接指導施設や学習等支援施設を兼務している講師も含まれているのか。
- 学習等支援施設の職員が全員非常勤講師というわけではない。鹿島朝日高校は全国各地で面接指導施設等を展開しており、各地域の面接指導や添削指導を担う非常勤講師

の人数を記載している。(事務局)

- ・最近の当審議会では、広域通信制の設置認可に関する事項が増え、通信制がどんどん広がっていると感じる。基準さえ満たせば認可とすると高校教育の質の確保が困難になることが懸念される。通信制が生徒の才能を伸ばすきっかけの場となるのは良いことだが、新しい学習スタイルが広がっていることに不安もある。
 - ・支援が必要な生徒に対して学校がどのような体制で支援を行うかを行政がチェックする仕組みはあるか。
- 学校が専門性を持っているか、システム化されているかなどについてチェックする機能を持っていない。教育庁の特別支援教育関係部署が持つ支援のあり方やノウハウなどを学校法人に伝えるかたちで周知する。(事務局)
- ・設置認可後の学校の体制を十分に確認することは所轄庁の大きな役割だ。県が設置を認めた学校については、県がしっかりとチェックしてほしい。

審議結果

認可適当 (全会一致)

⑥ 滋慶学園高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

申請内容

- ・面接指導等実施施設の設置 (現在の12か所に2か所を加え14か所にする)

質疑応答

- ・オンラインではなく対面で面接指導を受けて普通教育的に単位認定するという考え方が。
- 高校卒業資格も合わせて取っていくため普通教育的であると言える。(事務局)

審議結果

認可適当 (全会一致)

⑦ ワオ高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

申請内容

- ・面接指導等実施施設の名称変更 (3か所)
- ・面接指導等実施施設の設置 (現在の56か所に2か所を加え58か所にする)
- ・学習等支援施設の設置 (2か所)

質疑応答

- ・助教諭とは、どのような仕事をしているのか。

→内容的には教諭と同じです。(事務局)

- ・3年間有効の臨時免許状を取得した人を、教諭と区別するために助教諭と記しているのか。

→学校に確認する。(事務局)

審議結果

認可適当 (全会一致)

⑧ 岡山白陵高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

申請内容

- ・定員の減員（普通科第1学年の定員を190名から160名に減員する。学年進行により令和9年度に全学年が変更後の定員となる。）

質疑応答

- ・中学校の定員を減らしたことに合わせて高校の定員を減らすのか。また、教員数は減らすのか。

→学校に確認する。（事務局）

- ・高等学校から生徒を入学させないのか。

→高等学校から入学できないというわけではない。（事務局）

審議結果

認可適当（全会一致）

⑨ 岡山理科大学附属高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

申請内容

- ・学校設定教科に「日本文化」を設定する

質疑応答

- ・日本文化の史跡巡りというのは学校設定科目として適切なのか。教科科目の年間指導計画や主要科目の狙い、内容、留意点等は確認しているか。

→現在、教育課程編成表しか提出されていないが、年間計画も提出していただき目的や内容、内容の取り扱いなどを確認することとしている。（事務局）

審議結果

認可適当（全会一致）

⑩ やかげビジネスカレッジ日本語学校の設置認可について

申請内容

- ・各種学校の設置

質疑応答

- ・専修学校として認可申請をしないのか。

→国の基準では必要授業時間が各種学校は年間680時間以上、専修学校は年間800時間以上とされている。現在、やかげビジネスカレッジ日本語学校が申請している授業時間は年間760時間であり、専修学校の基準授業時間を満たしていないことから各種学校としての認可が妥当と考える。（事務局）

- ・専修学校には、専門課程、高等課程及び一般課程の3つの課程があり、一般課程であれば基準を満たしているのではないか。

→教員の設置基準等も専修学校の基準とは異なるため、やかげビジネスカレッジ日本語学校が専修学校の基準をどこまで満たしているか、現段階では把握できていない。（事務局）

- ・各種学校から専修学校へという国の方針があり、一般課程の授業時間数であれば専修学校設置基準を満たすのか調査したり、学校法人の意向確認も必要だ。このため、本

件については本日の会議での採決を保留とし、調査・確認結果を示した上で、書面により決議することとする。(議長)

→国や学校法人へ確認し、その結果を取りまとめ各委員へ報告するとともに、書面により採決を行った。(事務局)

審議結果(書面)

認可適当(全会一致)

⑪ 玉野総合医療専門学校の目的変更認可について

申請内容

・介護福祉学科の廃止に伴う学則変更(介護福祉士学科に関する文言の削除)

審議結果

認可適当(全会一致)

⑫ しいのみこども園の収容定員に係る園則変更認可について

申請内容

- ・1号認定こどもの定員変更(30名から15名へ減員)
- ・2号3号認定こどもの定員変更(30名から45名へ増員)

質疑応答

・教員数は増やすのか。

→来年度学級数、教員数を増やすことは特に考えていない。(事務局)

・入園した園児は何人か。

→今年度については、1号認定こどもが3歳児4歳児5歳児合計で13名、2号3号認定こどもは3歳児4歳児5歳児合計で33名が入園している。(事務局)

審議結果

認可適当(全会一致)